

電子化した証明書（e-証明書）発給対象の追加

令和7年9月16日

- 1 令和7年9月30日以降の申請からオンライン交付が可能な電子化した証明書（e-証明書）の対象が追加され、以下4の証明をオンラインで申請する場合は、これまでどおり紙媒体の証明書を窓口で受け取るか、e-証明書をオンラインで受け取るか、いずれかを選択することが可能になります。

（参考）証明オンライン申請とは

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html

- 2 なお、e-証明書の交付を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。申請手順につきましては、「e-証明書の申請・交付手順マニュアル」動画が外務省ホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/pagew_000001_01362.html）に掲載されていますので、ご確認ください。

- （1）「オンライン在留届（ORRネット）」からオンライン申請すること。
- （2）手数料はクレジットカードによるオンライン決済とすること。
- （3）戸籍謄（抄）本の原本を必要とする証明を申請する場合は「戸籍電子証明書提供用識別符号」を入力すること。

（参考）在外公館で証明を申請する際に必要な戸籍謄（抄）本の取扱いについて

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/pagew_000001_01426.html

- 3 また、証明書の提出先によっては、e-証明書または同証明書を印刷したものが受理されず、従来の紙媒体の証明書の提出が求められることもありますので、e-証明書での交付をご希望される場合は、証明書を申請される前に、提出先にe-証明書による対応が可能かご確認いただくことをお勧めします。

- 4 令和7年9月30日以降、当館でe-証明書の申請受付が可能な証明は以下のとおりです。

※当館が管轄する地域以外にお住まいの方は、当館にオンライン申請できません。

- （1）在留証明 ※令和7年5月発給開始

（詳細はこちら <https://www.honolulu.us.emb-japan.go.jp/files/100852584.pdf>）

- （2）戸籍記載事項証明

- （3）出生証明

- （4）婚姻証明

- （5）離婚証明

- （6）婚姻要件具備証明

※ハワイ州の方式で婚姻する場合、原則、ハワイ州当局から本証明書の提出は求められていません。（参照：ハワイ州衛生局ホームページ）

<https://health.hawaii.gov/vitalrecords/marriage-licenses/>